

参加はどなたでも！
会員(従業員)各位

社内 回覧							
----------	--	--	--	--	--	--	--

2月「労務・年金」セミナー+相談会開催のお知らせ

在職老齢年金のしくみについて

年金を受けられる人が60歳以降も働いていると、年金の一部または全額が支給停止されます。これを『在職老齢年金』制度といいます。60歳前半と60歳後半では支給停止の方法が異なります。

また、高年齢雇用継続給付を受けると年金額の一部が支給停止されます。

○平成27年10月から在職支給停止の対象・期間等が変わりました。

平成27年10月以降は、昭和12年4月1日以前に生まれた70歳以上の方や、議員である方、共済組合等に加入している方についても年金の在職支給停止の対象となります。

平成27年10月以降の被用者年金の一元化により、月末退職の翌月は在職停止されず、翌月から退職改定後の年金額になります。

このような改正も踏まえて、在職老齢年金のしくみについてポイントを解りやすく解説致します。



「労務・年金セミナー+相談会」テーマ

開催日 2月10日(水)

時間 18:00~20:00 (セミナー 18:00~19:00、相談会 19:00~20:00 途中参加・退出可)

会場 大和市勤労福祉会館 中会議室 セミナー講師 手原由美子氏

日程	内容
2月10日	在職老齢年金のしくみについて
3月9日	労災保険の基礎知識と給付手続き
4月13日	退職・退職勧奨・解雇

社労士 神奈川県社会保険労務士会 厚木支部所属社労士

※セミナー(60分)後に社労士2名体制にて個別相談を受付けますので事前のアンケート用紙にご記入ください。

申込先 (公社)大和法人会 事務局 電話 046-260-0511 Fax 046-260-0515

労務・年金セミナー+相談申込書

法人名		電話	
住所		Fax	
氏名		E-mail	
希望日		参加欄	<input type="checkbox"/> セミナーのみ <input type="checkbox"/> 個別相談のみ <input type="checkbox"/> 両方

※ 「相談」にお申込みをいただきましたら、事務局よりご連絡申し上げます。

※ E-mail アドレスをご記入いただきましたら、次回以降のご案内を申し上げます。

※ セミナー、相談会の参加費は会員様は無料です。非会員様は事務局へお問い合わせ下さい。